

宅地造成及び特定盛土規制法の施行に伴う成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の改正について

【背景】

令和3年7月に静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことから、危険な盛土等に関する法律による規制が十分ではないエリアが存在していることを踏まえ、土地の用途や目的にかかわらず、危険な盛土を全国一律の基準で包括的に規制するため、「宅地造成等規制法」が「宅地造成及び特定盛土等規制法」、通称「盛土規制法」に改正されました。

この盛土規制法が令和5年5月26日に施行され、千葉県においても令和7年5月26日に新たな規制区域の指定を行う予定となっております。

本市においては、千葉県の規制区域指定により、市内全域が宅地造成等工事規制区域に指定される予定であり、「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」、いわゆる残土条例による災害の発生を未然に防止する目的が盛土規制法と重複することから、残土条例における盛土等の構造に係る規制を削除し、搬入土砂等の土質のみを規制する条例に改正しようとするものです。

また、併せて、運用上の課題等を踏まえ、他の規定の整理等を行おうとするものです。

【主な改正内容】

- ・盛土規制法と目的等が重複される第7条許可を削除（土質の許可のみとする。）
- ・主に盛土規正法の許認可行為に伴う特定事業の許可となることから、現行の残土条例第8条と同様の取扱いとするため、周辺住民同意規定を削除
- ・土質のみを規制の対象とすることに伴い、土砂等が頻繁に入れ替わることが多い一時堆積特定事業を規制対象から削除
- ・事業主等に含めて申請人として許可制度を運用してきた土地の所有者について、同意で対応し、新たに土地所有者の責務を追加 など

パブリックコメントの結果公表

・政策等の名称

成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例

・意見等の募集期間

令和6年12月15日 から 令和7年1月15日

・意見等の件数

4件 (1人)

・担当課

環境対策課 (電話：0476-20-1532)

成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の一部改正に係る変更案について提出された意見と市の考え方

番号	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>残土条例と盛土規制法は重複しない。</p> <p>残土条例における盛土の構造に係る規制を削除することは、不可であり市民の安心・安全を損なうものである。</p>	<p>盛土等を包括的に規制するため、「宅地造成等規制法」が抜本的に改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」となり、土砂崩れなどの災害発生防止という点で市残土条例と目的が重複しております。</p> <p>本市においては、市内全域が宅地造成等工事規制区域に指定され、現行の残土条例で規制している盛土等の構造につきましては、今後盛土規制法において規制されることとなります。このため、盛土規制法では規制されない搬入土砂等の土質を引き続き環境保全の観点から規制する条例に改正しようとするものです。</p>
2	<p>盛土規制法と目的が重複される第7条許可を削除（土質の許可のみとする）について</p> <p>現行の成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の土質の規制に関する項目を削除する行為は、市民に対して土砂災害防止を放棄するもので、自治体としてあり得ない行為である。</p>	<p>土砂等の埋立等に伴う土質については、引き続き残土条例による規制対象となります。</p>
3	<p>住民同意規制の削除について</p>	<p>現行の残土条例における周辺住民の同意規定については、法令等に基づく許認可行為を伴わない特定事業の許可</p>

番号	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
	<p>市民の安心・安全の立場から周辺住民の同意規定削除は不可</p>	<p>において求めているものであり、当該許可（残土条例第7条許可）が廃止となることから、今回併せて廃止となる予定であります。</p> <p>なお、現行の残土条例で規制している盛土等の構造につきましては、今後盛土規制法において規制されることとなります。</p>
4	<p>堆積特定事業を規制対象から削除について 現場にどんな土砂が入るか分からない為規制対象から削除は不可</p>	<p>一時堆積特定事業は、特定事業のうち、他の場所への搬出を目的として行うものであり、最終的には埋立てや盛土に利用される時点において残土条例の審査対象として、土質の安全を確認することから、安全性は担保されるものと考えております。</p> <p>なお、一時的な堆積とならない土砂等の埋立て等については、残土条例による規制対象となります。</p>